

長期留学・海外インターンシップチャレンジ奨学金 2026年度 春募集要項

明確な目標に向けて具体的な活動に取り組む国際経営学部学生に対し、その活動の成果が最大限に発揮されるよう支援することを目的として、奨学金を給付します。

下記の要領で奨学生を募集しますので、給付を希望される方はご応募ください。

記

1. 出願資格

国際経営学部在籍し、以下のいずれかに該当し、本奨学金の目的にふさわしい実績をあげることが期待される者。

①長期留学(本学の制度による長期留学(交換留学・認定留学))が決定している者

* 2026年秋派遣交換・認定留学決定者(認定留学申請中を含む)

→ 2027年春派遣交換・認定留学予定者を対象とした本奨学金の募集は、2026年9月以降に行います。

* 認定留学申請中で本奨学金に応募し、合格した場合には、留学先大学からの受入れ承諾書を国際経営学部事務室へ提出することをもって正式決定とし、奨学金を給付します。

* 留学先国・地域への渡航を伴わず、日本国内において留学先大学が提供するオンライン授業を受ける場合、対象外とします。

②国際経営学部設置科目「インターンシップ A・B」を履修する予定で海外インターンシップ(海外の企業、公的機関等)を行う者

2. 給付金額・期間等

40万円(長期留学1年間)

20万円(長期留学半年間)

5万円(海外インターンシップ)

* 2026年度(2026年4月1日～2027年3月31日)に実施計画を立てている活動または実施中の活動が対象となります。また、2026年秋派遣交換・認定留学決定者(認定留学申請中を含む)も対象となります。

* 同一活動で「アクティブステューデント応援奨学金」との併給はできません。

* 同一活動で「アクティブステューデント応援奨学金」にも併せて出願可能ですが、受給はいずれか一方のみとなります。

* この奨学金に一度採用された場合、再出願は不可となります。

3. 募集人数

5～10名程度(春募集・秋募集を含む)

4. 選考方法

1次審査 : 書類審査(エントリーシート)

* エントリーシートに基づき、2次審査対象者を選考します。

2次審査 : 個人面接審査(英語・日本語併用)

* 1次審査結果と併せて総合的に審査します。

5. 提出書類（日本語もしくは英語で作成してください）

1) エントリーシート（提出必須：所定書式）

* 電子ファイルに入力して完成させてください（A4 サイズで4枚以内に収まるよう作成してください）。

2) 補足資料（提出任意：書式任意）

* 補足資料を提出する際は、全てA4サイズで10枚以内に収めること

* 資料の右上に学籍番号と氏名を記入すること

3) 受入れ先からの承諾書・許可証等

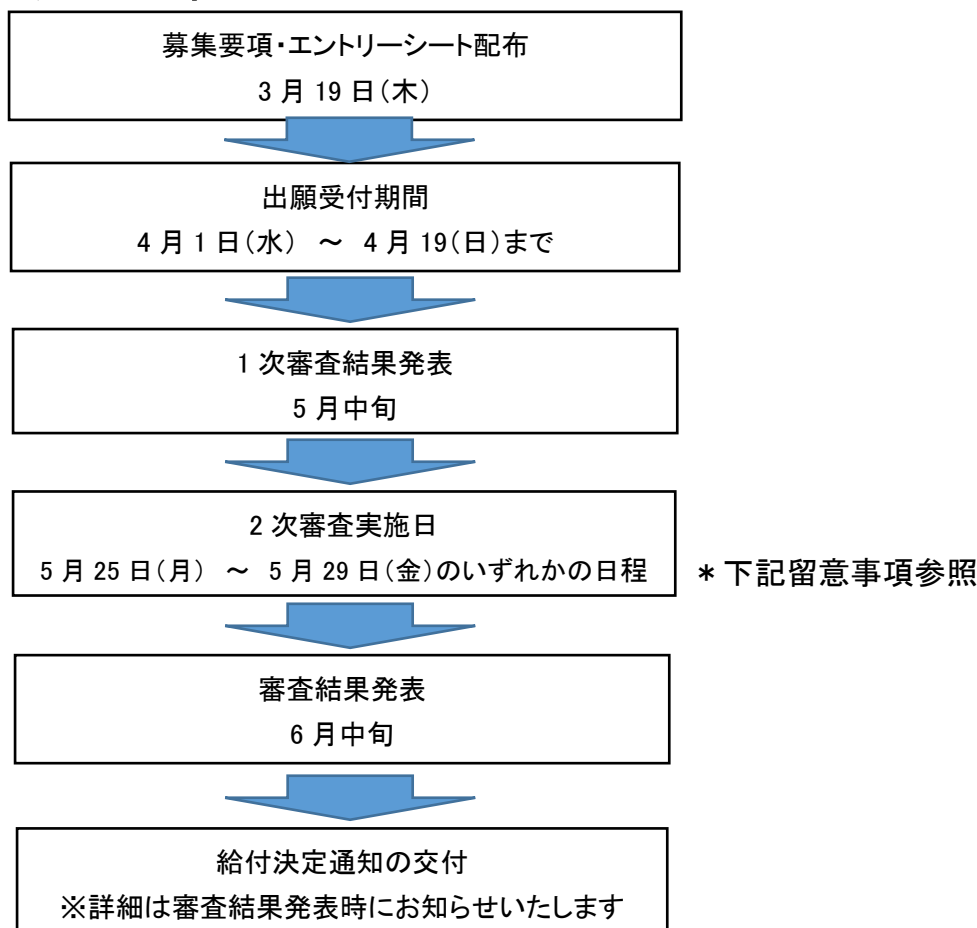
4) 受入れ機関が定めるスコアを満たす語学力証明書（TOEIC、TOEFL iBT、IELTS、HSK、スペイン語検定など）の原本または写し

6. 出願期間および提出方法

4月1日（水）～4月19日（日）

GLOMAC NEWS manaba のレポート機能で提出してください。

7. スケジュール等



<留意事項>

- * 2次審査の実施日については、次審査結果発表時にお知らせします。
- * 実施日は希望制ではありません。私用・アルバイトなどの理由による日時の変更は一切受け付けませんので、予定を空けておいてください。
- * 欠席した場合は、いかなる理由があっても棄権したものとみなします。
- * 審査結果に関する問い合わせには一切応じません。
- * 審査日程は変更になる場合があります。その際は全学メールアドレス宛にお知らせいたします。

8. 採用決定者

○給付決定通知及び採用手続き書類

本奨学金の採用者へ給付決定通知及び採用手続き書類をお渡しします。

○奨学金の給付

所定の手続きを経て、2026年8月下旬に給付金額を一括して振り込みます。

9. その他特記事項

- ①本奨学金に採用された場合、所属ゼミ(FLPを含む)の教員および出身高校へ報告する場合があります。予めご承知おきください。
- ②給付奨学生は、活動終了後に報告書(書式任意:A4用紙で5000字程度(日本語)または2500ワード程度(英語))ならびに支出報告書(領収書添付:所定フォーマット)を作成し、E-mailで glomac-grp★g.chuo-u.ac.jp に提出してください。★を@に置き変えて送信してください。
 - * 提出期限は、活動終了後2か月以内とします。
 - * 提出をしない場合には、給付奨学生としての資格を失います(下記③④参照)。
- ③給付奨学生が次のいずれかに該当した場合は、原則として、その資格を失います。
 - * 休学(年度内半期休学を含む)または退学したとき
 - * 懲戒処分を受けたとき
 - * 除籍されたとき
 - * 提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき
 - * 長期留学または海外インターンシップを実施しなかったとき
 - * 長期留学または海外インターンシップ期間途中で帰国したとき
 - * 所定の書類の提出を怠ったとき
 - * 本奨学金の給付を辞退したとき
 - * その他国際経営学部教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき
- ④給付奨学生がその資格を失ったときは、給付奨学金の給付を停止し、給付奨学金の全額または一部を返還しなければなりません。
 - * 途中帰国の場合、奨学金委員会で個別に審査し、理由によっては給付金の返還を求めない場合があります。
- ⑤活動終了後、②の報告書を本学部HPに掲出するほか、本奨学金に関する広報活動への協力を依頼する可能性があります。

以上

【問い合わせ先】

中央大学国際経営学部事務室／奨学金担当

E-mail: glomac-grp★g.chuo-u.ac.jp

★を@に置き変えて送信してください。

Tel: 042-674-4410